

**第3次飯田市役所
地球温暖化防止実行計画**

2018年4月～2021年3月

2018年(平成30年)4月

飯 田 市

目 次

第1章 計画策定の背景	1
1 地球温暖化問題に関する国内外の動向	1
2 飯田市の動向	1
第2章 計画改定の趣旨	3
1 これまでの策定、改定の経緯及び旧計画の概要	3
(1) 第1次飯田市役所地球温暖化防止実行計画(2009年度～2011年度)	3
(2) 第2次飯田市役所地球温暖化防止実行計画(2012年度～2014年度)	3
(3) 改訂第2次飯田市役所地球温暖化防止実行計画(2015年度～2017年度)	3
2 「温室効果ガス総排出量」の推移(改訂第2次実行計画実績)	3
3 計画改定の方針	4
第3章 基本的事項	4
1 本計画の目的	4
2 本実行計画の対象とする範囲	4
3 対象とする温室効果ガスの種類	4
4 「温室効果ガス総排出量」の算定方法	4
5 本計画の計画期間	4
第4章 「温室効果ガス総排出量」に関する数量的な目標	5
1 目標設定の考え方	5
2 基準年度の設定	5
3 数量的な目標	5
第5章 目標達成に向けた取組	5
1 目標達成に向けた取組の基本方針	5
2 目標達成に向けた具体的な取組	5
(1) 空調機器の効率的な利用	5
(2) 各課等による「ISO 14001」や「学校のいいむす 21」「保育園のいいむす 21」における着実な取組	6
(3) 燃料使用の抑制	6
(4) 平常時における節電の励行	6
(5) 他団体が主催する省エネ推進活動への積極的な参加	7
3 実施状況の点検方法	7
(1) エネルギー使用量(温室効果ガス排出量)の把握	7
(2) 取組み内容の点検	7
(3) 取組み内容の改善	7
4 実施状況の公表	7
第6章 本実施計画の進捗管理体制図	8

第1章 計画策定の背景

1 地球温暖化問題に関する国内外の動向

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書(AR5)によれば、今世紀末までの世界平均気温の上昇は0.3~4.8℃の範囲に、海面水位の上昇は0.26~0.82mの範囲に入る可能性が高いと予想されています。また、過去(1880年~2012年)に世界平均地上気温は、0.85℃上昇しています。このような気候変動は、海面上昇による高潮や沿岸部の洪水、健康障害や生計崩壊のリスク、大都市部への内水氾濫による人々へのリスク拡大、極端な気象現象によるインフラ機能停止、熱波による死亡や疾病の拡大、気温上昇や干ばつによる食料不足や食料安全保障の問題、水資源不足と農業生産減少、生物多様性にもたらす様々な影響など、あらゆる分野で多大なリスクが考えられ、中にはすでに自然や人間社会に影響を与え始めているものもあります。今後、さらに深刻で不可逆的な影響が生じる可能性が高まることが指摘されています。

2015年12月に開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、2020年以降の温暖化対策の国際枠組み「パリ協定」が締結された後、2016年11月4日に発効され、歴史的な国際合意に基づき、化石燃料に依存しない脱炭素社会の実現を目指す取組みが始動することとなりました。パリ協定に対する我が国の対応として、地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、長期的目標として2050年までに2013年比で80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこと、中期目標として、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度において、2013年度比26.0%減(2005年度比25.4%減)の水準にすること、2020年度の温室効果ガス削減¹目標については、2005年度比3.8%減以上の水準にすることとする「日本の約束草案」が閣議決定されました。2016年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、「日本の約束草案」を踏まえ、今後も再生可能エネルギーの普及を強力に進めていくことに併せ、エネルギーの適切な利用を推進していくこととし、2016年(平成28年)11月8日に「パリ協定」を批准しました。

気候変動を抑制するためには、二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの排出を大幅かつ持続的に削減する必要がありますが、将来、どのようなシナリオをとっても世界の平均気温は上昇し、21世紀末に向けて気候変動の影響のリスクが高くなると予測されています。

地球温暖化によってもたらされる気候変動は、人類の生存基盤や社会経済の存立基盤を揺るがす重大な脅威です。環境負荷の少ないエネルギーの導入、エネルギーの適切な利用、自動車から公共交通機関などへの乗り換え促進、低炭素な生活様式への転換など、地域、事業者、家庭などでの環境負荷低減の取組みをそれぞれが主体的に行っていく必要があります。

脱炭素社会の実現は、地球温暖化対策を念頭に置き、気候変動を抑えていく「緩和策」と、変化に対応する「対応策」の両方を行うことが必要です。良好な環境と利便性を両立させながら、安全、安心で快適に暮らせる社会を、化石由来のエネルギーに依存しなくても一定の質を保ちながら、社会全体の持続可能性を確保していかなければなりません。

2 飯田市の動向

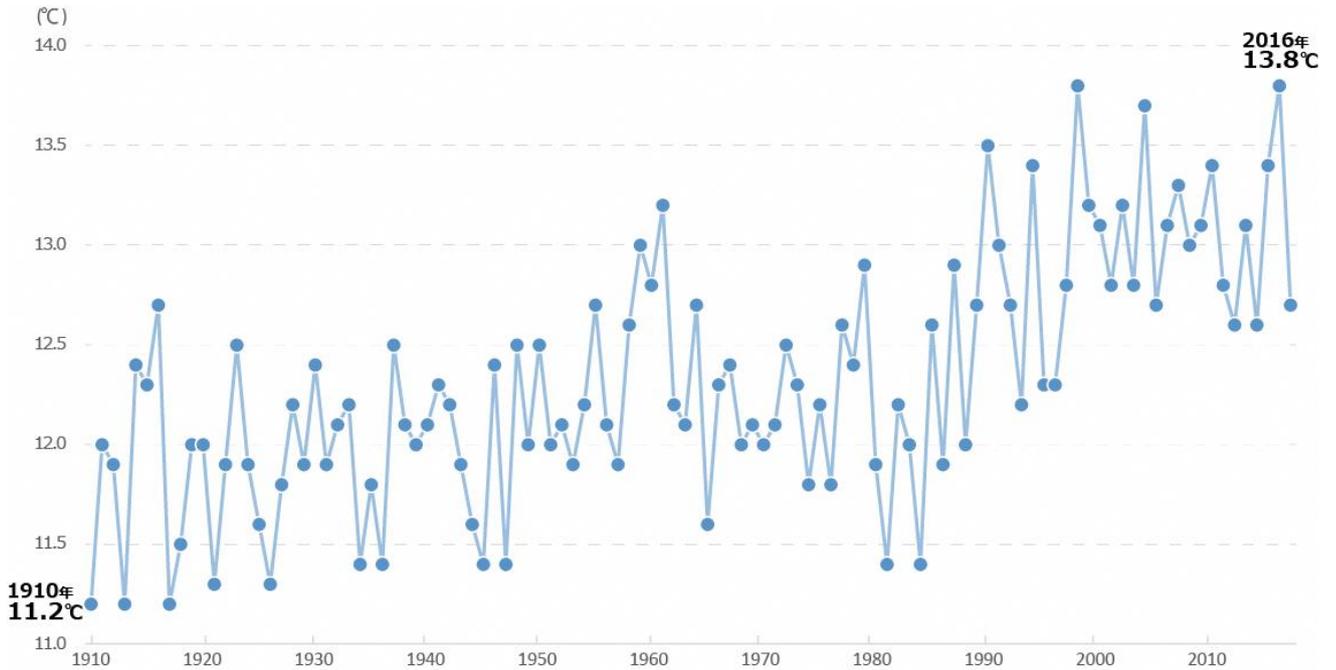
飯田市では、約100年前の1910年(明治43年)には11.22℃だった年間平均気温に対し、1980年代中ごろまで約70年間にわたり、緩やかに0.7℃上昇をしてきました。しかし、その後わずか30年の間に約1℃上昇しています。また、猛暑日の日数や、ゲリラ豪雨、短時間多雨などもここ20年くらいで増えてきています。21世紀に入ってから、氷が張らない、市田柿に粉が吹かない、りんごに蜜が入らないなど身近なところでも影響が出てきています。

飯田市では、1996年(平成8年)から目指すべき都市像として「環境文化都市」を掲げ、地域が協働し、様々な温暖化対策に取り組んでいます。飯田市役所も環境文化都市「飯田」の一員として、2000年(平成

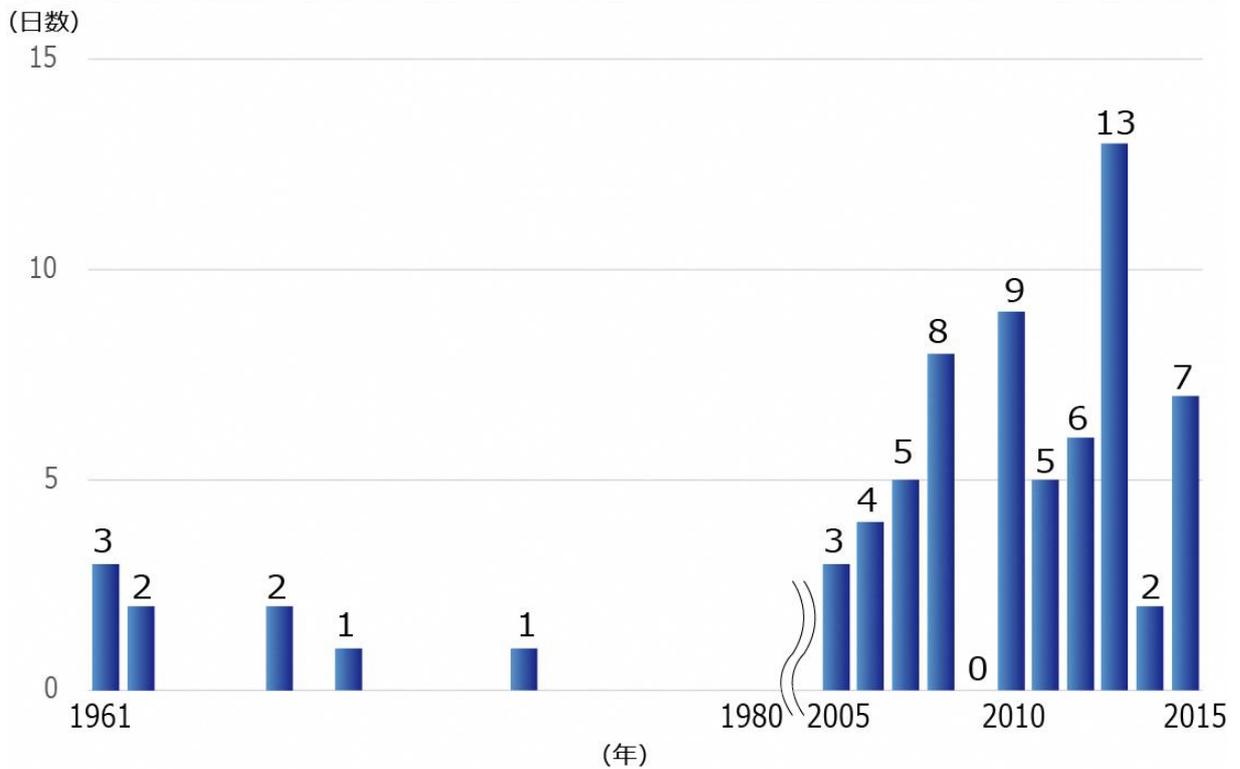
^{*1} ISO 14001 自己適合宣言：適用規格との適合を、自己責任により自己決定するもの。平成15年に全国の自治体で初めて宣言した。

12年) 1月に県下自治体で最初に環境マネジメントシステムの国際規格である「ISO 14001」を取得し、2003年(平成15年)1月には「ISO 14001自己適合宣言^{*2}」を行い、市の事務事業における環境改善、環境負荷低減行動に取り組んでいます。

飯田市における年平均気温の推移



飯田市の猛暑日(35°C以上)日数の推移



^{*2} ISO 14001 自己適合宣言：適用規格との適合を、自己責任により自己決定するもの。平成 15 年に全国の自治体で初めて宣言した。

第2章 計画改定の趣旨

1 これまでの策定、改定の経緯及び旧計画の概要

(1) 第1次飯田市役所地球温暖化防止実行計画(2009年度～2011年度)

2007年(平成19年)3月に「飯田市環境文化都市宣言」が採択され、2009年(平成21年)1月には、国から「環境モデル都市」の選定を受けました。第1次環境モデル都市行動計画を「地方公共団体実行計画(区域政策編)」として策定するとともに、地球温暖化防止政策を推進する主体として、飯田市役所の事務事業により排出される温室効果ガス削減に向けて率先して行動していくため、2009年(平成21年)3月に「地方公共団体実行計画(事務事業編)」として、「第1次飯田市役所地球温暖化防止実行計画」を策定しました。この計画期間中、基準年の2007年度(平成19年度)に対し2011年度(平成23年度)までに2%削減の目標を定め、2009年度(平成20年度)△1.5%、2010年度(平成21年度)△3.6%、2011年度(平成22年度)△1.5%という達成状況となり、平均すると2.2%の削減となりました。

(2) 第2次飯田市役所地球温暖化防止実行計画(2012年度～2014年度)

第1次飯田市役所地球温暖化防止実行計画の計画期間終了を受け、2012年(平成24年)3月に3年計画の「第2次飯田市役所地球温暖化防止実行計画」を策定しました。ISO 14001自己適合宣言の成果を踏まえ、環境保全に配慮した事務事業に取り組んできました。第2次実行計画では、第1次実行計画の実績値よりさらに高い目標値を掲げ、5%削減の目標を設定しましたが、飯田市立病院南棟及び北棟の増築や公民館の空調機器導入等により、2013年度(平成25年度)の実績は目標に対し9%超過となり、目標達成はできませんでした。

(3) 改訂第2次飯田市役所地球温暖化防止実行計画(2015年度～2017年度)

本庁舎整備事業が2016年度(平成28年度)まで実施され、2015年度(平成27年度)以降の排出量を見込むことが困難な状況にあることから、大きな改訂は行いませんでした。削減目標は、目標を定めて具体的な取り組みが可能な内容である最大値の2.5%削減を目標とし、取組を行いました。なお、飯田市立病院の温室効果ガス排出量については、飯田市立病院第3次整備事業後の活動量の増加の影響が大きいことを考慮し、当初基準としていた2010年度(平成22年度)の飯田市立病院分の温室効果ガス排出量の実績値を、2013年度(平成25年度)の温室効果ガス排出量の実績値に置き換えて、飯田市役所全体としての基準値を算出し直しました。2015年度(平成27年度)△2.9%、2016年度(平成28年度)△1.8%、平均2.35%であり、おおむね達成の見込みとなっています。

2 「温室効果ガス総排出量」の推移(改訂第2次実行計画実績)

区 分		年 度	基準年(2010年度)		2015年度		2016年度		
			活動量	排出量換算	活動量	排出量換算	活動量	排出量換算	
排出要因	電気の使用量(千kWh)		26,762.79	15,014	26,735.30	14,999	27,100.73	15,204	
	燃料の使用	ガソリン(kℓ)		196.16	455	131.95	306	146.88	341
		灯油(kℓ)		657.16	1,636	562.93	1,401	501.66	1,249
		軽油(kℓ)		27.56	71	57.50	149	28.55	74
		重油(kℓ)		909.04	2,463	823.80	2,232	905.05	2,452
		(LPG)液化石油ガス(kℓ)		71.97	216	77.72	233	65.29	196
		都市ガス(千m ³)		63.49	196	50.68	157	58.90	182
当該年度 CO2 総排出量(t)				20,051		19,477		19,697	
平成29年度目標削減率/目標値(t)					-2.5%	19,550	-2.5%	19,550	
当該年度 削減率/目標値との差(t)					-2.9%	-73	-1.8%	147	

3 計画改定の方針

2017年度(平成29年度)までの改訂第2次飯田市役所地球温暖化防止実行計画の取組内容を基本的に踏襲しつつ、現在のエネルギー使用量の4分の3以上を占める電気の使用量削減に資する取組を強化することで、温室効果ガス総排出量の削減に努める方針とします。

第3章 基本的事項

1 本計画の目的

地方公共団体が事務事業編を策定し、地域の民間事業者及び地域住民に具体的で模範的な取組を率先して行うことは、地域全体における温室効果ガス排出量の削減への気運を高めることにつながります。国が定めた「地球温暖化対策計画(2016年5月閣議決定)」においては、地方公共団体の率先的な取組について以下のように触れられています。

第3章第1節

地方公共団体は、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきである。このため、都道府県及び市町村は、本計画に即して、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画事務事業編」という。)を策定し実施する。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)(以下「地球温暖化対策推進法」といいます。)第21条第1項に基づき、都道府県及び市町村(特別区を含む。)並びに地方公共団体の組合(一部事務組合、広域連合)に策定と公表が義務付けられているものです。正式名称を「地方公共団体実行計画(事務事業編)」といい、地方公共団体が実施している事務・事業に関し、「温室効果ガスの排出量の削減」と「温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化」に取り組むための計画です。

本計画をもって、飯田市役所としての温室効果ガスの排出量削減を行い、もって地方公共団体として、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目的としています。

2 本実行計画の対象とする範囲

本実行計画の対象とする範囲は、市役所ISO 14001適用サイト、市立病院、学校のいいむす21・保育園のいいむす21^{*3}の適用サイトにおける全ての事務事業とします。

3 対象とする温室効果ガスの種類

改訂第2次飯田市役所地球温暖化防止実行計画までと同様、温室効果ガス6種類のうち、二酸化炭素以外のガスは全体の数%しか占めないため、本実行計画で対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素(CO₂)のみとします。

4 「温室効果ガス総排出量」の算定方法

長野県地球温暖化対策条例(平成25年長野県条例第10号)に基づく事業活動温暖化対策計画実施状況等報告書と同様とします。

5 本計画の計画期間

本計画は、「いいだ未来デザイン2028」や「21' いいだ環境プラン第4次改訂版」の期間と見直し時期を整合させるため、2018年(平成30年)度から2020年度までとします。

^{*3} 学校のいいむす21・保育園等のいいむす21：飯田市役所の環境マネジメントシステムに準じた、学校(調理場の一部を含む。)、幼稚園、保育園(こども発達センターひまわりを含む。)向けの独自の環境マネジメントシステム。

第4章 「温室効果ガス総排出量」に関する数量的な目標

1 目標設定の考え方

本実行計画に基づき実施される温室効果ガスの排出量を、目標年度である2020年度までに、基準年である2016年度(平成28年度)に対し、3.0%削減することを目標とします。これは、「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」にて、エネルギー消費原単位を中長期的に年平均△1%改善という努力目標に従い、3年間分で定めたものです。

2 基準年度の設定

基準年度は、最新の数値である2016年度(平成28年度)とします。これは、本庁舎整備事業が終了したことや、その他の建築物、エネルギー機器等においても最新のデータとなることから基準とします。

3 数量的な目標

2016年度(基準年)	2018年度	2019年度	2020年度
19,697t-CO ₂	19,500t-CO ₂	19,305t-CO ₂	19,112t-CO ₂

第5章 目標達成に向けた取組

1 目標達成に向けた取組の基本方針

改訂第2次実行計画での取組を踏襲しつつ、電力消費の中で多くを占める空調機器使用の抑制を強化した取組とします。

<重点取組事項>

- ① 空調機器の効率的な利用
- ② 各課等による「ISO 14001」や「学校のいいむす21」「保育園のいいむす21」における着実な取組
- ③ 燃料使用の抑制
- ④ 平常時における節電の励行
- ⑤ 他団体が主催する省エネ推進活動への積極的な参加

2 目標達成に向けた具体的な取組

(1) 空調機器の効率的な利用

ア 暑い時期は、11時～15時の間、寒い時期は、始業～11:00の間、同じフロアに3台以上ある空調機は可能な限り、1台以上の運転を控えます。

イ クールビズ、ウォームビズの衣服による体温調整を図り、冷暖房利用時に適切な室温となる運転を行います。(暖房：19℃以下、冷房：28℃以上)

ウ 日照時間に恵まれた地域特性を生かし、公共施設での太陽エネルギー(太陽光・太陽熱)利用を推進し、化石燃料使用の抑制を図ります。

エ 公共施設の建て替え、冷暖房機器等の更新時には、再生可能エネルギー機器や、高効率省エネルギー機器の積極的な利用を図ります。

オ 市立病院は、年度毎に「省エネルギー推進委員会事業計画」を策定し、院内共通の取組を推進します。

カ 「グリーンカーテン」の取組により、夏の省エネルギーと環境美化に努めます。

(2) 各課等による「ISO 14001」や「学校のいいむす 21」「保育園のいいむす 21」における着実な取組

- ア エネルギー使用量や、廃棄物の量、水道使用量、コピー量などの維持管理項目を適切に監視し、目標達成に向けて全職員で取り組みます。
- イ 環境目標の確実な達成に向けて、各課で進捗管理を徹底します。
- ウ 各課で定めた順守義務を徹底します。
- エ 「飯田市グリーン購入基本方針」及び「飯田市グリーン購入調達方針」に基づき、原則として判断基準を満たす物品等を購入します。
- オ 調達方針に掲げた特定調達品目の目標調達率を 90%以上と定め、判断基準を満たす環境に配慮した物品等の購入を推進します。
- カ 特定調達品目以外の物品等の購入についても、飯田市グリーン購入基本方針及び飯田市グリーン購入調達方針に基づき、可能な限りグリーン購入に努めます。

(3) 燃料使用の抑制

- ア ふんわりアクセル、加速減速の少ない運転、減速時は早めにアクセルを離す、エアコンの適切な使用、アイドリングストップの励行、渋滞を避ける、タイヤの空気圧点検、不要な荷物は降ろす、迷惑駐車防止、燃費の把握等のエコドライブを実践します。
- イ 公用車の相乗り、出張時における可能な限りの公共交通機関の利用、近距離移動における徒歩や自転車の利用を推進し、公用車の使用抑制を図ります。
- ウ 導入した電気自動車を公用車として積極的に使用します。また、公用車の更新の際に、低公害車、低燃費車はもとより、社会での普及状況に応じて、次世代車両の導入に努めます。

※アからウの取組によるガソリン使用量の削減目標：年 2%

- エ 「ノーマイカー推進手順」により職員のマイカー通勤を自粛し、相乗りや公共交通機関、自転車の利用を促進します。
- オ 普及啓発効果の高い施設(小中学校等)を中心に、木質バイオマス機器(ペレットストーブ、ペレットボイラー、薪ストーブ等)を暖房器具更新時に順次導入し、灯油使用量の抑制を図ります。

(4) 平常時における節電の励行

- ア 退庁時に、職場内のパソコンやプリンターなどの OA 機器、空調機器の電源オフの確認を徹底するとともに、待機電力削減のため、可能なものは電源やコンセントを抜きます。
- イ 縮小印刷や冊子印刷を活用して、コピー、プリンターの印刷を必要最小限にとどめるとともに、標準の印刷設定を「裏紙利用」とします。(削減目標：20%)
- ウ パソコンの電源設定は、モニター電源は 15 分、システムスタンバイは 20 分を目途に設定し、長時間席を離れるときや昼休み時間はスリープモードまたはシャットダウンします。(実施目標：100%)
- エ 各職場の照明については、LED 化を推進し、時間外勤務時には必要最小限の使用とします。
- オ 給茶機や電気ポットは、使用制限します。(削減目標：30%)
- カ デマンド監視装置^{*4}を有効活用し、節電に努めます。必要に応じて監視結果をグループウェアで周知します。
- キ 地域ぐるみ環境 ISO 研究会^{*5}の構成事業所として、「CO2 削減一斉行動週間」の取組みに積極的に参加します。
- ク 引き続き「公共工事環境配慮手順」により公共工事の計画、設計及び施工において環境配慮を促進します。

^{*4} デマンド監視装置：消費電力を抑えるため、あらかじめ設定した電力値を超過しそうな場合に、警報を出して電力消費の抑制を促すための装置。

^{*5} 地域ぐるみ環境 ISO 研究会：平成 9 年に市内の ISO 14001 を取得している 6 社により発足。現在、飯田下伊那の 29 事業所(飯田市役所を含む。)が、環境 ISO をキーワードに連携し、それぞれの事業所の枠を超え、「点から面」を合言葉に地域全体で環境改善活動を展開することを視野に入れて活動している。

ケ エレベータの使用は、大きな荷物がある場合など最小限とする。

コ やらMY課提案などでの他課の取組を積極的に取り入れ、環境に配慮した行動に取り組みます。

(5) 他団体が主催する省エネ推進活動への積極的な参加

ア 引き続き、地域ぐるみ環境ISO研究会が主催する「環境一斉行動」に臨時非常勤職員も含め、全員で取り組みます。

イ 全市一斉環境美化活動やごみゼロ運動など、地域環境美化に積極的に取り組みます。

ウ その他、環境イベントに積極的に参加します。

3 実施状況の点検方法

(1) エネルギー使用量(温室効果ガス排出量)の把握

ア 施設所管課のエネルギー使用量は、飯田市役所環境マネジメントシステムにより ISO 事務局が取りまとめ、エネルギー管理統括者に報告します。

イ 市立病院のエネルギー使用量については、エネルギー管理員が取りまとめ、ISO 事務局を経由してエネルギー管理統括者に報告します。

(2) 取組み内容の点検

本計画に掲げる取組み目標において、その達成状況は、毎年行われる「ISO内部監査」または、市立病院における「省エネルギー推進委員会」において点検を行います。

(3) 取組み内容の改善

ア 施設所管課等の長及び市立病院各部署の長は、エネルギー使用量の実績値に異常を認めた場合は、原因を特定し、直属の上司に口頭により報告します。また、報告を受けた上司は必要に応じて該当課等の長及び関連課等の長に是正処置を指示します。

イ 本実行計画における取組み内容及び目標値は、市民協働環境部長とエネルギー管理統括者で協議し、必要に応じて部長会議の審議を経て、内容等の見直しを行い、翌年度以降の取組へつなげます。

4 実施状況の公表

本実行計画の実施状況等については、市のホームページ等により公表します。

第6章 本実施計画の進捗管理体制図

